

鎌ヶ谷市告示第 107 号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月17日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名 称 公益社団法人 鎌ヶ谷シルバー人材センター
所在地 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
- 2 委託する公金事務の内容
市制記念公園内に設置する児童用電動自動車利用料金に係る収納
- 3 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

鎌ヶ谷市災害医療コーディネーター設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月17日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美



鎌ヶ谷市告示第108号

鎌ヶ谷市災害医療コーディネーター設置要綱の一部を改正する告示

鎌ヶ谷市災害医療コーディネーター設置要綱（平成27年鎌ヶ谷市告示第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「3年以内」に改める。

第5条中「衛生医療班本部」の次に「等」を加える。

第8条第1項中「6,800円」を「7,000円」に改め、同条第2項中「26,845円」を「27,500円」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。